

小・中・義務教育学校の臨時休業延長に伴う 準要保護世帯への昼食費支援について

小・中・義務教育学校の臨時休業延長に伴い、学校給食の提供がない期間が長引く中、在宅中の児童・生徒の昼食費が各家庭の負担増となっていることから、準要保護世帯(就学奨励金交付決定世帯)の児童・生徒の家庭における昼食費の一部として就学奨励金を交付いたします。このことにより、経済的な負担の軽減を図ります。

1 対象者

就学奨励金交付決定世帯の保護者

(5月1日時点の対象児童・生徒見込人数は、約7,500人)

2 支援の内容

給食費相当額の支給

小学生(義務教育学校1～6年生を含む) 一人当たり月額4,600円

中学生(義務教育学校7～9年生を含む) 一人当たり月額5,300円

支援の対象となる期間が一月に満たない場合は日額単価により算出した額

3 支援の対象となる期間

令和2年5月から臨時休業後に初めて学校給食を提供するまでの間

4 給付手続き

就学奨励金の交付決定を受けている人は、手続き不要で、就学奨励金の交付申請時に登録している保護者の口座に振り込みます。

5月分を初回として5月末の支給に向けた準備を進めています。

就学奨励金を交付申請中の場合は、交付決定後に速やかに支給します。

就学奨励金(就学援助)とは

お子さまの国公立の小・中・義務教育学校等への就学に当たり、経済的に困りの人に対して学用品や給食費などの費用の一部を援助する制度です。

援助を受けられる人は、生活保護に準ずる基準以内の世帯所得の人のほか、児童扶養手当を受けている人などです。

援助を希望される場合は、事前の申請が必要です。所得等を審査後に結果を通知します。

問合せ先 学務課
電話 042-769-9262
担当 岩崎 雅人